

博物館法の改正について

- I. はじめに
- II. 博物館法改正の概要・経緯
 - 1. 博物館法を巡る従前の実態
 - 2. 博物館法改正の狙い
- III. 博物館法の改正内容
 - 1. 博物館法の目的・博物館の事業の見直し
 - 2. 博物館登録制度（登録要件・登録審査手続き等）の見直し
 - 3. その他の規定の整備
 - 4. 経過措置
- IV. 今後の展望

森・濱田松本法律事務所
弁護士 古市 啓
TEL. 03 6266 8966
kei.furuichi@mhm-global.com

I. はじめに

2022年4月15日、「博物館法の一部を改正する法律」が公布された¹。本改正法は、博物館に求められる役割の多様化・高度化を踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保することを目的としており、これまで博物館法に内在していた問題を解消しようとする試みといえる。今回の改正の潜在的なインパクトは小さくない可能性があることから、本号ではその内容について解説することとする。

なお、本改正法に関連して、その公布と同日付で、文化庁次長から「博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」と題する通知（以下「本通知」という。）が発出されており、改正後博物館法の下での留意事項が示されていることから、必要に応じて本通知の内容にも触れることとする。また、条文番号は、別途明示的に記載されていない限り、改正後博物館法のものである。

II. 博物館法改正の概要・経緯

1. 博物館法を巡る従前の実態

本号において「博物館」とは、総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術（博物館）、野外博物館、動物園、植物園及び水族館等を含むものであるが、こうした「博物館」の社会教育調査上の分類としては、(i) 改正前博物館法 10 条に基づく登録を受

¹ 以下「博物館法の一部を改正する法律」を「本改正法」、本改正法による改正を「本改正」、本改正前の博物館法を「改正前博物館法」、本改正後の博物館法を「改正後博物館法」という。

CULTURE & ARTS BULLETIN

けた登録博物館、(ii) 改正前博物館法 29 条に基づく博物館相当施設、及び (iii) 改正前博物館法上の根拠がないものの博物館相当施設と同程度の規模を持つ施設としての博物館類似施設がある²。

この社会教育調査上の 3 分類のうち、登録博物館と博物館相当施設に関しては、これらを特有に規律する個別の法規制等として、本改正の対象となった博物館法があるが、施設数として約 8 割を占める博物館類似施設に関しては、その根拠となる個別の法規制等が存在しないという状況にあり³、そのため、博物館法が多く（一般的な意味での）「博物館」をカバーできておらず、従前から、博物館法上の博物館登録制度と実態との乖離が問題となってきた⁴。

その背景となるのが、改正前博物館法における博物館登録要件である。すなわち、博物館法に基づき登録できる博物館は、地方公共団体、一般社団法人・一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置したものに限定されており、地方独立行政法人が設置したものや、会社が設置したもの等に対応できていなかった。

さらに、博物館の登録審査にあたっては、外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって判断され⁵、博物館としての活動自体を問うものではなく、その結果として、博物館法に基づく諸々の施策が、博物館の活動・経営の改善・向上に貢献できていないという問題も指摘されていた。

こうした実態や国内外での議論等を踏まえて、文化審議会博物館部会の「法制度の在り方に関するワーキンググループ」⁶（以下「本 WG」という。）は、「登録制度を中心とした博物館法制度の今後の在り方について（中間報告）」（2021 年 3 月 24 日）⁷ 及び「博物館法制度の今後の在り方について（審議のまとめ）」（2021 年 12 月 6 日）⁸ をそれぞれ順次公表した。そして、本 WG での議論を踏まえて、文化審議会は「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」（2021 年 12 月 20 日）（以下「本答申」という。）を提出しており、本改正はこうした検討等を踏まえて行われたものである。

2. 博物館法改正の狙い

本改正の具体的な内容に踏み込む前に、まずは「大まかな全体像」を捉えて、改正

² 平成 30 年度社会教育統計（文部科学省）によれば、博物館（登録博物館及び博物館総統施設）は 1,286 施設、博物館類似施設は 4,452 施設とされる。

³ なお、文化芸術基本法 26 条は、博物館・美術館の充実のための国による必要な施策義務を定める。

⁴ 前記注 2 記載のとおり、博物館法上の博物館（登録博物館及び博物館相当施設）は全体の中で少数となっているが、これは国からの補助金が廃止された結果、登録を受けるインセンティブがなくなってきたこと等が原因ともいわれる。このような博物館登録制度の見直しを提言するものとして、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議による「[新しい時代の博物館制度の在り方について](#)」（2007 年 6 月）が既に存在していたが、この提言に沿った大規模な改正は本改正までは存在しなかった。そのほか、改正前の博物館登録制度の問題に言及するものとして、公益財団法人日本博物館協会「[博物館登録制度の在り方に関する調査研究 報告書](#)」（2017 年 3 月）等がある。

⁵ そのほか、登録博物館に関しては、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号）」において、博物館の設置者と管理者が異なる場合の相互の緊密な連携、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保等に務めるものとされている。

⁶ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/index.html

⁷ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/pdf/93293401_02.pdf

⁸ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/pdf/93606001_06.pdf

CULTURE & ARTS BULLETIN

の狙いを整理すると、①今日の博物館のあるべき姿に合わせた博物館法のアップデートと、②新しい博物館登録制度の構築と実現の2点にあるといえることができる。

①としては、国内外での議論を踏まえて、博物館として求められる役割が多様化・高度化したこと一つまり、「社会教育施設」のみならず「文化拠点」としても期待されるようになった博物館の在り方に対応するように、博物館法を改正するものであり、具体的な改正内容については、後記Ⅲ.1.（博物館法の目的・博物館の事業の見直し）で扱うものが中心となる。

②としては、前記1.で示した従前の課題を解消すべく、改正前博物館法の枠外にあった施設を可能な限り博物館法上の博物館として取り込み、その枠内で、専門的人材の配置・養成や施設・設備に関する「質」の水準の確保や活動の充実を促進する「底上げ」と「盛り立て」を実施し、他の博物館や関係機関との連携協力を促す「ネットワーク」を構築しようとするものである。

ここでいう「底上げ」と「盛り立て」とは、本答申が新しい登録制度の理念と目的として示しているものである（下表参照）が、具体的な改正内容については、後記Ⅲ.2.（博物館登録制度（登録要件・登録審査手続き等）の見直し）で扱う。

新しい博物館登録制度の理念と目的

「底上げ」	・ 規模の大小に関わらず、要件を満たす各地域の博物館を広く振興し、その <u>活動と経営を改善・向上</u>
「盛り立て」	・ 予算措置を含む総合的な施策の推進により、 <u>創意工夫や新たなチャレンジを支援</u>
（前記「底上げ」と「盛り立て」を通じて） 博物館とその資料について、 <u>国民にとってより身近でより必要なもの</u> として価値が向上し、その価値に対して <u>更なる支援・投資</u> がなされ、経営基盤が充実されていくという「 <u>好循環の形成</u> 」	

こうした理念と目的の実現のために、本答申では、それぞれの博物館が自らの役割・機能を認識・確認して果していくことが必要であるとし、その際に重要なポイントは「他の博物館や関係機関とのネットワーク化」であるとする。

つまり、登録博物館とされる博物館の範囲を拡大させる（そして、博物館登録制度と実態との乖離を解消する）ことだけにとどまらず、それによって博物館登録制度の枠内に入った多様な博物館に関して、登録博物館同士や、登録博物館と地方公共団体・学校・社会教育施設・民間団体との相互連携を促進し、これによって構築された「ネットワーク」のもとで、単独の博物館では対応できない課題に対して取り組んでいくことも狙いの一つとしている。この具体的な仕組みについても、後記Ⅲ.2.（博物館登録制度（登録要件・登録審査手続き等）の見直し）で扱う。

CULTURE & ARTS BULLETIN

以上のとおり、本改正の狙いを把握したところで、次のⅢでは、博物館法の具体的な改正内容について、本通知や本答申等を踏まえつつ解説していくこととする。

Ⅲ. 博物館法の改正内容

1. 博物館法の目的・博物館の事業の見直し

(1) 博物館法の目的の追加

まず、本改正によって、博物館法の目的（1条）に「文化芸術基本法の精神に基づくこと」が追加された。これは、前記Ⅱ.2.で触れた「①今日の博物館のあるべき姿に合わせた博物館法のアップデート」の一つである。

そもそも文化芸術基本法では、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術自体の振興に限られない、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込み、文化芸術が生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展・創造につなげる「好循環の創出」が狙いとして盛り込まれている。

この考え方を踏まえて、今日の博物館の役割についても、従来から担ってきた「社会教育施設」としてのみならず、文化芸術基本法の精神を踏まえた（つまり、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等に関する）「文化拠点」として、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確に位置付けるべきものとして、前記目的の追加が行われた⁹。

(2) 博物館の定義・博物館の事業等の追加

次に、博物館の定義（2条）として、本改正前は、地方公共団体、一般社団法人・一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置したものに限定されていたところ、本改正により、これら以外の法人が設置するものであっても、改正後博物館法に基づく登録を受けた場合には（後記 2.参照）、「博物館」に該当するものとした（2条2項）¹⁰。

また、博物館が行う事業として、①博物館資料に係る電磁的記録（デジタル・アーカイブ）を作成して公開すること（3条1項3号）、及び②学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成・研修を行うことを追加した（同項11号）。

このうち、①デジタル・アーカイブの作成と公開については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて多くの博物館で休館・入場制限を実施せざるを得なかったという経験から、実物資料の保存・継承に限られない「文化拠点」としての博物館の価値を再認識し、その重要性を強調するものであり、前記Ⅱ.2.で触れた「①今日の博物館

⁹ 本通知（第2の1）

¹⁰ そのうえで、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを「公立博物館」とし（2条2項）、それ以外を「私立博物館」としている（2条3項）。

CULTURE & ARTS BULLETIN

のあるべき姿に合わせた博物館法のアップデート」の一つといえる。

2. 博物館登録制度（登録要件・登録審査手続き等）の見直し

このパートでは、前記Ⅱ.2.で触れた「②新しい博物館登録制度の構築と実現」の具体的な内容について解説する。その際、改正前博物館法の枠外にあった施設を可能な限り登録博物館として取り込んだ、新しい博物館登録制度の下で、こういった「底上げ」と「盛り立て」が実施され「ネットワーク」を構築しようとしているのを見ていくこととする。

（1）登録要件の見直し

もともと改正前博物館法の登録要件としては、年間150日以上の開館要件があったほかには、博物館の目的を達成するために必要な博物館資料、学芸員その他の職員及び建物と土地があることのみが求められており、外形的な基準のみであったが、本改正により、下表のとおり大幅に変更され、博物館の活動・経営という観点からの「底上げ」を図るものである。

博物館の登録要件（13条1項）

項目	内容
法人形態（1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館設置者が以下の法人のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体又は地方独立行政法人 ② 以下の<u>全ての要件</u>を満たす法人 (但し、①の法人と国・独立行政法人を除く¹¹) <ul style="list-style-type: none"> a博物館運営に必要な<u>経済的基礎</u>を有すること b博物館の運営担当役員が 博物館運営に必要な<u>知識又は経験</u>を有すること c博物館の運営担当役員が <u>社会的信望</u>を有すること
過去の登録取消（2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館設置者が、博物館法上の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと
体制整備基準への適合性（3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>博物館資料の収集・保管・展示とその調査研究を行う体制</u>が、博物館事業を行うために必要なものとして都道府県等の教育委員会の定める基準に適合するものであること
学芸員等の配置基準への適合性（4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学芸員その他の職員の配置</u>が、博物館事業を行うために必要なものとして都道府県等の教育委員会の定める基準に適合するものであること
施設・設備基準へ	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設・設備</u>が、博物館事業を行うために必要なものとして都道府県等

¹¹ 国・独立行政法人が設置者となる博物館が登録対象外とされている点については、後記3.（1）参照。

CULTURE & ARTS BULLETIN

の適合性 (5号)	の教育委員会の定める <u>基準に適合</u> するものであること
最低開館日数 (6号)	・ 1年を通じて <u>150日以上開館</u> すること

まず、博物館の設置者要件として法人類型を限定しないこととしている。そのうえで、民間法人が設置する博物館の場合には、博物館の運営を担当する役員に関して、博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、及び社会的信望を要すること等を要件とした（13条1項1号）。「経済的基礎」や「社会的信望」を要件としているのは、本答申において、博物館に一定の公益性を担保することが必要であるとされたことの反映と考えられるが、その具体的な内容や判断基準については明らかではない。

また、登録審査にあたっては、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等について、都道府県・指定都市（以下「都道府県等」と総称する。）の教育委員会が定めた「基準」に適合するかが審査される（13条1項3号から5号まで）。この「基準」の詳細は文部科学省令を「参酌」するものとされている（13条2項）が、この文部科学省令については、今後、文化審議会において有識者等からの意見聴取を経て整備される予定である¹²。

(2) 登録審査手続き等の見直し

登録要件の充足を判断するのは都道府県等の教育委員会であることは、改正前博物館法でも同じであるが、登録を行う際には、博物館に関しての学識経験を有する者の意見を聴取しなければならないとされた（13条3項）。これも、登録博物館の活動・経営という観点からの「底上げ」を図る仕組みといえる。

博物館の登録がなされると、都道府県等の教育委員会は、博物館設置者の名称・住所、博物館の名称・所在地、登録年月日をインターネットの利用等の方法により公表する（14条2項）。なお、博物館設置者は、博物館設置者の名称・住所又は博物館の名称・所在地に変更があった場合には、都道府県等の教育委員会に対して変更届出を行わなければならない（15条1項）。

(3) 登録博物館の遵守すべき義務

（都道府県や指定都市が設置するものを除き）登録博物館の設置者は、下表に示した義務を負うものとされている。このうち、他の博物館等との協力努力義務（3条2項）や、地域の活力向上の寄与努力義務（同条3項）については、2019年に行われた国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた

¹² 本通知（第2の10）

CULTURE & ARTS BULLETIN

規定であり、前記Ⅱ.2.で触れた「①今日の博物館のあるべき姿に合わせた博物館法のアップデート」の一つであると同時に「②新しい博物館登録制度の構築と実現」として前記Ⅱ.2.で示した「他の博物館や関係機関とのネットワーク化」を促し、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会課題への対応に取り組み、地域の活力向上に寄与することを期待したものである¹³。

登録博物館の義務¹⁴

項目	内容
他の博物館等との協力努力義務 (3条2項)	・ 事業の充実を図るため、他の博物館、博物館法31条2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、 <u>資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動</u> を通じ、 <u>相互に連携</u> を図りながら協力するよう努める
地域の活力向上の寄与努力義務 (3条3項)	・ 事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と <u>相互に連携</u> を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、 <u>文化観光</u> (有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。) <u>その他の活動¹⁵の推進</u> を図り、もって <u>地域の活力の向上¹⁶</u> に寄与するよう努める
定期報告義務 (16条)	・ 博物館の設置者は、当該博物館の <u>運営の状況</u> について、都道府県等の教育委員会の定めるところにより、 <u>定期的</u> に、都道府県等の教育委員会に <u>報告</u> しなければならない
随時報告・資料提出義務 (17条)	・ 都道府県等の教育委員会は、その登録に係る博物館の <u>適正な運営を確保するため必要があると認めるときは</u> 、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し <u>報告又は資料の提出を求め</u> ることができる

また、都道府県等の教育委員会は、博物館が登録要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該博物館に対して勧告を行うことができ、その勧告に正当な理由なく従わなかった場合等には命令や登録取消ができるように改正された(17条から19条まで)。

もともと改正前博物館法では、教育委員会の権限として、報告・資料徴求権等も

¹³ 本通知(第2の6)

¹⁴ 表に記載の事項のほかに、公立博物館と私立博物館のそれぞれについて、所定の規定が定められている(改正後博物館法 第3章「公立博物館」、第4章「私立博物館」)

¹⁵ 本通知(第2の7)によれば、「その他の活動」には、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含むとされる。

¹⁶ 本通知(第2の7)によれば、「地域の活力の向上」には、「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題を解決することを含むとされる。

CULTURE & ARTS BULLETIN

なく、登録要件を欠く場合等の登録取消の措置しか博物館法上は行使できなかったが、本改正により、登録審査時の水準を維持しているかについての定期・随時のモニタリングの実施と、それを逸脱した場合の段階的な監督措置を行うことができるようになった。これにより、「底上げ」の為の措置を実効的に実施し、各博物館の活動と経営の改善・向上を継続的に促すことを狙いとしている。

(4) 新しい博物館登録制度の利用促進

以上のとおり、新しい博物館登録制度は、その門戸を広くし（＝登録対象法人を広くし）、登録博物館の活動・経営の改善・向上を一定程度確保するための仕組みとなっているが、実際に、多くの博物館が登録しなければ、日本全体の博物館における「底上げ」や「他の博物館や関係機関とのネットワーク化」は実現しない。

そこで、本答申では「新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進」が必要であるとして、新しい博物館登録制度におけるインセンティブをできる限り広げることが極めて重要であるとする。

その具体的な施策としては、本答申では、関係団体等からの意見聴取をしつつ、例えば、①予算事業等における支援、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄付・寄贈に対する優遇）、③他の法体系と連動した振興策（手続きの合理化や特別措置等）、④職員の資質向上のための研修や広報・宣伝等の実質的支援を挙げている。また、こうした支援策に加えて、国民にとって新たな登録制度の趣旨がより明確となるように、「登録博物館」であることを明示する「登録証」や「登録プレート」の交付、登録博物館制度の認知向上のためのキャンペーンの実施等、国による積極的な広報活動が望まれるとしている。

これらの施策が実際に行われるのか否かやその内容については、新しい博物館登録制度の実効性を占う上でも重要であり、今後も注目していく必要があるとされる。

3. その他の規定の整備

(1) 博物館相当施設（「指定施設」）の規定整備

前記2. (3) で説明した各種の義務は、博物館法に基づく登録をした博物館のみが負うものである。これに対して、文部科学大臣や都道府県等の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、「博物館に相当する施設」を指定することができ、これらは「指定施設」として、登録博物館とは若干異なる規制の対象となる。

ここで「指定施設」とされるものとして想定されているのは、国・独立行政法人が設置する博物館¹⁷（以下「国立博物館」という。）等である¹⁸。こうした国立博物館については、博物館法とは別に、個別の法令等で役割等が規定されていること（つ

¹⁷ 具体的には、独立行政法人国立科学博物館法、独立行政法人国立美術館法、独立行政法人国立文化財機構法に基づき設立される各独立行政法人が設置する博物館をいう。

¹⁸ 本通知（第2の13）

CULTURE & ARTS BULLETIN

まり、公立・市立博物館に関する博物館法と、国立博物館に関する個別法とでの両輪で法体系が構成されていること)を踏まえて、博物館法上の登録制度の対象としなかったものの、今後、単一の博物館では対応できない課題に対して複数の博物館での連携を実施する際の「中核となるナショナル・センター」としての役割が期待されていることから、本改正により、一定の規定を新たに設けたものである。具体的には下表のとおりである。

指定施設に対する規定

項目	内容
指定者による専門的・技術的な指導・助言提供	・ 指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる(31条4項)
相互連携・協力に関する努力義務	・ 事業実施にあたって、博物館その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努める(同条5項)
事業充実の協力に関する努力義務	・ 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努める(同条6項)

(2) 学芸員・学芸員補に関する規定の見直し

博物館・美術館等に必要な専門的人材については、博物館の種類ごとに若干法制度が異なる。つまり、登録博物館には学芸員を置かなければならず(4条4項)、博物館相当施設にも学芸員に相当する職員(学芸員有資格者)が必置である(博物館法施行規則19条4号)のに対して、博物館類似施設には特段の制限はなく、学芸員類似の職員(学芸員有資格者)を置いている施設は少ない¹⁹。

この点、本改正においては、学芸員補の資格要件が短期大学士保有者で博物館に関する科目の単位を修得したものとされたこと(6条)のほかは、学芸員・学芸員補に関する大きな変更は行われなかった。

もともと学芸員制度に関しては、資格取得者数に対して実際に学芸員として採用される人数が極端に少ないことや、専門的職員としての任用・位置づけの不明確さ等の様々な課題が指摘されてきた。しかし、本通知(第2の14)では、学芸員の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、養成課程の状況は博物館現場におけるニーズを総合的に検討する等、文化審議会において中長期的な課題として継続的に検討を行うこととしたとされ、本改正での大幅な改正は行われなかった。

¹⁹ 平成30年度社会教育統計(文部科学省)によれば、博物館類似施設の80%以上で学芸員有資格者が1人もいない状況となっている。

CULTURE & ARTS BULLETIN

4. 経過措置

本改正法の施行日は2023年4月1日とされているが、一定の経過措置が定められている。経過措置として特に重要なものとしては、改正前博物館法10条に基づき登録を受けた博物館については、施行日から起算して5年間は、改正後博物館法の下でも登録を受けたものとして扱われるという点である。これは、本改正により登録審査基準が見直されたことを踏まえたものである。

IV. 今後の展望

博物館の役割・機能は、博物館法が成立し公布された1951年と比較すると、(従前の役割は依然として重要であるものの)国内外の動向やデジタル化、新型コロナウイルス感染症への対応等の中で、大きく変化してきたと言える。

今回の博物館法の改正は、こうした変化に対応しようとするものであると同時に、新しい博物館登録制度の枠内に多くの博物館を取り込み、「底上げ」と「盛り立て」を実施し、「他の博物館や関係機関とのネットワーク」を構築しようとするものである。改正後博物館法の定めだけでは、登録博物館となる利点は必ずしも明らかではないことから、こうした狙いが実現するか否かは、新しい博物館登録制度におけるインセンティブがどのように設計されるか等にも左右されるであろう。

その意味では、本改正が、従前の博物館に関する問題を直ちに解決するものとは言い難いが、しかしながら、その可能性を支える枠組みはできたと考えることはできよう。今後は、この枠組みの中で実際にどのように運用されるか等に注目が集まるだろう。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com